

根拠法令		大気汚染防止法				府条例	
ばい煙発生施設	燃料使用基準	第15条の2 (対象) 府内7市2町（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町）に所在する工場又は事業場であって、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h未満のもの (基準値)				京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町）を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したもの合計量が2kL/h未満のもの (基準値) 燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下	
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	第17条の3 (対象) 法に基づく「揮発性有機化合物排出施設」（9種類） (規制物質及び基準)					
一般粉じん発生施設	規制基準	第18条の3 (対象) 法に定める一般粉じん発生施設5種類 (規制対象施設及び基準)				京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」（ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く） (規制物質及び基準値(敷地境界線上))	
特定粉じん発生施設	規制基準	第18条の5 (対象) 法に定める特定粉じん発生施設9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界))				京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 法と同じ	
指定物質排出施設	作業基準	第18条の14 (対象) 法に定める特定粉じん排出等作業2種類 (作業内容及び基準)				京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例 第3条 (対象) 条例施行規則第1条に定める石綿排出等作業2種類 (作業内容及び基準)	
	抑制基準	附則 (対象) 法に定める指定物質排出施設11種類 (規制物質及び基準値)					